

社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験手数料の値上げに関する意見

令和3年7月15日
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

今般、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験にかかる受験手数料の値上げ案が提示された。

国家試験の実施事務については、原則として受験手数料により運営されているものと思われるが、これまで両資格の国家試験受験手数料については、政府の意向やその時々々の社会情勢等によって金額が大きく上下してきたと本連盟は認識している。

例えば、第19回社会福祉士国家試験受験手数料（2007年1月実施）は11,100円、精神保健福祉士国家試験受験手数料（同年同月）は11,500円であったが、第22回社会福祉士では9,600円と1,500円引き下げられ、同年の第12回精神保健福祉士では、前回と同じ受験手数料（11,500円）に据え置かれた。

その後、第24回社会福祉士では5,580円、第14回精神保健福祉士では9,750円と、社会福祉士で4,020円、精神保健福祉士で1,750円と大幅に引き下げられたが、第25回社会福祉士が7,540円と約2,000円近く値上げされ、第15回精神保健福祉士では13,250円と3,500円値上げされた。

さらに、第30回社会福祉士では前年度試験の2倍以上の値上げとなる15,440円、第20回精神保健福祉士では17,610円となって本年まで同額で推移している。

国家試験の試験事務については先述のとおり受験手数料を財源として運営されることが原則であると理解しているが、本連盟としては、ここ10年あまりの間においてこれほど受験手数料が乱高下している状況（社会福祉士では第24回と第33回との受験料の差は9,860円、精神保健福祉士は第14回と第23回との差が7,860円）は、年度によって学生が支払う受験料に大幅な差があることとなり、公平性の観点からもこの状況は不適切であると言わざるを得ない。

とりわけ、第24回社会福祉士、第14回精神保健福祉士の国家試験では受験

手数料が大幅に引き下げられている。これは、当時、社会福祉振興・試験センターが保有していた「試験事業安定積立金」約 28 億円について、当時の長妻厚生労働大臣が積立金全額を解消することを指示し、この指示に基づき、本積立金は、社会福祉士は第 29 回まで、精神保健福祉士は第 17 回まで受験手数料を値下げすることで全額を使い切ることとなったとされている。

この度、第 34 回社会福祉士、第 24 回精神保健福祉士国家試験受験手数料の値上げにあたり、値上げする理由が「新型コロナウイルス感染症対策を実施する必要が生じ、それに伴う試験運営にかかる費用が増加したため」とのことであるが、上述した「試験事業安定積立金」を「過剰に留保した資産」として解消する大臣指示が当時なければ、今般の不測の事態に積立金の一部を充てることができたと考えられ、今回のように大幅な国家試験受験手数料を増額するという事態には至らなかつたはずである。

現時点においては、既に使い切ってしまった「試験事業安定積立金」に相当する財源がなく、受験手数料に転嫁せざるを得ないことはある程度理解できるが、そもそも、国家試験の実施回によって大幅に受験手数料が増減することは、国家試験制度の安定性・信頼性や各回で受験する学生間の公平性にも影響を及ぼすものであることを深く認識すべきである。

今後、少子化等により受験者の大幅な増加が見込めない状況であることは理解しつつも、短期的なやりくりのために安易に受験料を増減することのないよう、今後の社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の運営にあつては、今回の「コロナ」をはじめとする不測の事態にも受験手数料の大幅な値上げをせずに対応できるよう、国家試験事業を安定的に実施するために必要となる資金をある程度留保しつつ、上述した点に留意し、適正な国家試験の運営にあたっていたきたい。

以上